

世田谷区史編さんに係る争議解決のご報告と著作者人格権尊重についての要望

文化庁

著作権課 課長殿

文化経済・国際課 課長殿

2025年1月17日

ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）

執行委員長 樋口 聡

貴庁におかれましては、日ごろ、文化芸術振興、その担い手の権利保護にご尽力いただき感謝しています。

世田谷区史編さんにおいて、2023年2月「著作権譲渡及び著作者人格権不行使への承諾」を迫られ、それを拒否して話し合いを求めた谷口雄太さんが編さん委員の委嘱を切られた案件が、このたび和解解決しましたので、お知らせします。この案件の経緯等は、2023年3月27日付で貴庁に提出した「自治体史編さんに係る著作権取扱いについての要望」で報告してあります。

委員委嘱打ち切り以後の経緯や合意内容の骨子は、添付の「声明」をご覧ください。

今回の合意では「著作者人格権の尊重」が明記された点に大きな意義があります。具体的には、世田谷区は区史編さん事業等における著作者人格権尊重を確約し、公式サイト「区史編さん」のページに、著作権に係る契約の参考モデルとして「区史編さん委員の著作者人格権と学術目的の利用に関する確認書」を掲載しました（*1）。

著作者人格権は、著作者、とりわけ歴史研究者にとって尊厳や研究者生命にかかわる権利です。この解決を機に私たちは、全国の自治体に対し、自治体史誌等の編さんに際して著作者人格権と学問の自由を尊重することを求めます。さらに、行政機関と民間企業とを問わず、フリーランス等に仕事を依頼する際には、著作権法やフリーランス法に則った契約を結ぶことを求めたいと思います。

クリエイターであるフリーランスの取引の現場では、著作者人格権不行使や著作権の（無償）譲渡を一方的に迫られるケースが増えています。また、行政機関からイラストやデザイン、マンガ、動画作成などの仕事を請けることも多くなっており、著作権についての無理解からトラブルになるケースもあります（*2）。

貴庁におかれましても、上記の内容を、自治体ならびに企業に対して周知していただけますようお願いします。

(*1) <https://www.city.setagaya.lg.jp/02005/5132.html#p1>

(*2) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240803/k10014532511000.html>

【連絡先】ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）

〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2F